

宮崎県企業局特定建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（令和元年11月29日定め。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、宮崎県企業局（以下「局」という。）が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において「特定建設工事共同企業体」とは、局が発注する特定の建設工事の受注を目的として、この要領に定めるところにより結成される共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体を入札に参加させることができる特定の建設工事(以下「対象工事」という。)の種類及び設計金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の種類

- ア 大規模工事であって技術的難易度の高い建設工事（道路、橋梁、トンネル、ダム、せき、空港、港湾、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事）
- イ 特殊工法を要すること等により、県外業者から県内業者への建設技術移転を目的として行う建設工事
- ウ 県内業者同士での建設技術移転を目的として行う建設工事
- エ 新技術及び新工法の研究及び開発を目的として行う建設工事
- オ 大規模工事であって技術的難易度の高くない建設工事

(2) 対象工事の設計金額

建設工事の種類	設計金額
土木一式工事	5億円以上
建築一式工事	5億円以上
電気・機械設備工事	5億円以上
その他の建設工事	2億円以上

2 前項第1号イ、ウ又はエに該当する建設工事にあつては、同項第2号に規定する設計金額に満たない場合においても、対象工事とすることができるものとする。

3 対象工事における入札参加者については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1項第1号ア、イ、ウ又はエに該当する建設工事にあつては、原則として特定建設工事共同企業体に限るものとする。

ただし、同号アに該当する場合にあつては、単体で施工できる企業がいると認められるときには、単体企業との混合による入札とすることができるものとする。

(2) 第1項第1号オに該当する建設工事にあつては、原則として単体企業に限るものとする。ただし、確実かつ円滑な施工のために必要と認められる場合は、特定建設工事共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。

(構成員の数)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2又は3とする。

(構成員の組合せ)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 対象工事に対応する建設工事の種類（以下「対象業種」という。）に係る有資格業者による組合せであること。
- (2) 対象業種が要綱第7条第2項に規定する等級区分に応じた格付けを行う業種（以下「格付業種」という。）である場合にあっては、次に掲げる組合せであること。

ア 土木一式工事及び建築一式工事

(ア) 第3条第1項ア、イ、エ又はオに該当する場合

対象工事の等級区分	構成員の組合せ
特A	特Aのみ、特A・A
A	特A・A、Aのみ

(イ) 第3条第1項ウに該当する場合

対象工事の等級区分	構成員の組合せ
特A	特Aのみ、特A・A
A	特Aのみ、特A・A、Aのみ

イ その他の建設工事

対象工事の等級区分	構成員の組合せ
A	Aのみ

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。
ただし、各構成員は、対象工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 対象業種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けてからの営業年数が5年を超えていること。
- (2) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。ただし、第3条第1項第1号イ又はウに該当する建設工事において、代表構成員以外の構成員にあっては、この限りでない。
- (3) 対象業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(出資比率)

第7条 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資比率の最小限度は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 構成員の数が2の場合 30%
- (2) 構成員の数が3の場合 20%

(代表者の選定方法)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち最大

の施工能力を有するものとし、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第9条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(資格審査申請等)

第10条 宮崎県企業局長（以下「局長」という。）は、特定建設工事共同企業体を入札に参加させようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体に参加できる入札である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の数、組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率及び代表者の要件
- (6) 入札参加資格審査申請に必要な書類
- (7) その他必要と認める事項

2 入札参加資格の認定に係る申請を行おうとする特定建設工事共同企業体は、次の各号に掲げる書類を所定の日までに局長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第2号）の写し
- (3) 前号が電子的方法によるものにあつては、協定の締結が証明できる資料
- (4) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- (5) 同種工事施工実績調書（別記様式第3号）
- (6) 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（別記様式第4号）
- (7) その他入札参加資格の認定に必要と認める資料

(資格審査等)

第11条 局長は、前条の申請書の提出があつたときは、速やかに審査を行い審査の結果、この要領の規定に基づく要件を満たしていると認められるときは、当該特定建設工事共同企業体を有資格業者として認定するものとする。この場合において、認定に係る建設工事の種類が格付業種であるものにあつては、構成員のうち最上位の等級に格付けされた者と同じの等級に格付けされたものとみなす。

2 局長は、前項の規定による審査の結果、有資格業者として認定したときは、速やかに特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書（別記様式第5号）によりその旨を代表者に通知するものとする。

3 第1項に規定する認定を受けた特定建設工事共同企業体は、認定の対象となった対象工事については、要綱第7条第4項に規定する企業局建設業者等有資格業者名簿に登載されたものとみなす。

4 局長は、第1項の規定による審査の結果、入札参加資格の認定をしなかった者については、特定建設工事共同企業体入札参加不認定資格審査結果通知書（別記様式第6号）によりその旨を代表者に通知するものとする。

(有効期間)

第 12 条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、入札の結果、局が契約を締結した特定建設工事共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

- 2 契約企業体の有効期間は、契約に係る対象工事の完成後 3 月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宮崎県企業局特定建設工事共同企業体取扱試行要領（令和元年 11 月 29 日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 0 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 10 条関係）

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

企業局長 殿

共同企業体の名称

構成員 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

構成員 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

構成員 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、関係書類を添えて入札参加資格の認定に係る審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 構成員の名称等

構成員の名称	許可を受けている建設業		
	許可番号	許可年月日	許可業種
	—		
	—		
	—		

2 工事の内容等

（１）工 事 名

（２）工事場所

（３）工事期間

様式第2号（第10条関係）

_____ 特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当特定建設工事共同企業体は次の事業を協同連帯して営むことを目的とする。

（1）宮崎県企業局発注に係る _____ 建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当特定建設工事共同企業体は、 _____ 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、建設工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、共同企業体の名称
を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、建設工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が協同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じても脱退構成員への利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は協同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体
協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印（電子的方法によるものを含む。）の上、各自所持するものとする。

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

同種工事施工実績調書

_____ 工（工種・工法を指定する場合）

_____ 会社名

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体／ J V (出資比率)
工 事 概 要		

- 備考
- 1 入札公告の「施工実績に関する事項」に掲げる要件を満たす工事の施工実績を 記載すること。
 - 2 記載した工事についてコリンズの竣工登録をした登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付すること。ただし、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、請負契約書の写しその他の当該工事の内容が確認できる書類及び発注者の証明書その他の引渡し完了したことが確認できる書類を添付すること。
 - 3 共同企業体（J V）での施工実績を記載する場合において、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、J V協定書の写しを添付すること。
 - 4 J Vの各構成員についてこの調書を作成すること。

様式第4号（第10条関係）

主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書

会社名

配置予定技術者氏名		
生 年 月 日		年 月 日 （ 歳）
採 用 年 月 日		
最 終 学 歴		
法令による資格・免許 (資格者証等の写しを添付すること)	資格の名称	
	取得年月日	
	登録番号	
工事経験の概要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人/主任(監理)技術者/その他()
	工 事 内 容	
手持工事の状況	手持工事の有無	あ り ・ な し
	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	従 事 役 職 名	監理技術者／主任技術者／現場代理人
	引渡(完了検査)予定年月日	
	備 考	

- 備考 1 入札公告の「施工実績に関する事項」に掲げる要件を満たす工事の経験を記載すること。
- 2 記載した工事についてコリンズの竣工登録をした登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付すること。また、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、請負契約書の写しその他の当該工事の内容が確認できる書類及び発注者の証明書その他の引渡し完了したことが確認できる書類を添付すること。ただし、当該工事と同種工事施工実績調書に記載した工事と同一のものである場合、登録内容確認書（工事カルテ）等の添付を要しない（以下、次項において同じ）。
- 3 共同企業体（JV）での施工実績を記載する場合において、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、JV協定書の写しを添付すること。
- 4 手持工事とは、配置予定技術者が開札日において監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事している施工中の他の工事（民間を含む。）をいう。手持工事には、国、都道府県、市町村発注工事に加え、民間事業者等発注工事を含むものとし、また、随意契約等による小規模な工事も含むものとする。なお、手持工事の引渡（完了検査）日が本工事の開札日以降となる場合、備考欄に対応等を記入すること。
- 5 複数の配置予定技術者を申請する場合は、契約日までに1名を選択すること。なお、契約締結後の配置技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めないので留意すること。
- 6 配置予定技術者の要件確認書類として、健康保険被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書の写しのほか他に指示する資料並びに監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付すること。
- 7 JVの各構成員についてこの調書を作成すること。
- 8 施工実績を求めている場合は、「工事経験の概要」欄を記入する必要はない。

様式第 5 号（第 11 条関係）

特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書

年 月 日

（特定建設工事共同企業体名）

（代表構成員名）

（代表者名） 様

宮崎県企業局長



年 月 日付けで申請のあった下記工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加資格については、審査の結果、資格を認定しましたので通知します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
共同 企業 体の 構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名	
	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名	
	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名	

様式第 6 号（第 11 条関係）

特定建設工事共同企業体入札参加資格不認定通知書

年 月 日

（特定建設工事共同企業体名）

（代表構成員名）

（代表者名） 様

宮崎県企業局長



年 月 日付けで申請のあった下記工事に係る入札参加資格について、審査の結果、資格の認定をしなかったので、通知します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
共同 企業 体の 構成 員	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名	
	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名	
	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名	
認定しない理由		